

湖南省庁舎建設等検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 市庁舎の老朽化に対応した施設の改修及び増改築又は新庁舎の建設（以下「庁舎建設等」という。）に関し、必要な事項を調査検討するため、庁舎建設等検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、庁舎建設等により市民サービス機能の充実と事務能率の向上を図るため、次に掲げる事項を調査検討する。

- (1) 庁舎建設等の構想、基本方針、計画の策定に関すること。
- (2) 庁舎建設等の事業化の立案に関すること。
- (3) 庁舎の有効活用及び市民の利便性の確保・向上に関すること
- (4) その他庁舎建設等に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には副市長を、副委員長には、担当部長をもって充て、委員には、地域創生推進課長、危機管理・防災課長、総務課長、財政課長、地域エネルギー課長、社会福祉課長、健康政策課長、土木建設課長、都市政策課長、商工観光労政課長、上下水道施設課長、教育総務課長、生涯学習課長及び図書館長の職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は、欠けたときは、その職務を代理する。

(部会の設置)

第5条 委員長は、専門事項を調査研究するため、部会を設けることができる。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、部会員又は関係職員若しくは庁舎建設等に関して専門知識を持つ者に出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、副委員長の所属する部署において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び部会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年9月19日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。